

厚木市公契約条例対象事業者・労働者向けアンケート 集計結果

アンケート実施期間:平成30年2月～平成30年3月

事業者向け【対象事業者数:33者、回答件数:18者】 回答率54.5%

労働者向け【対象労働者数:309人(台帳の提出人数)、回答件数:249人】 回答率80.6%

アンケート集計結果概要

◆公契約条例について、89%の事業者は「理解できている」「ほぼ理解できている」との回答であった。

◆労働報酬下限額等の労働者への周知方法について、全事業者が周知を実施しており、そのうち38%の事業者が「作業場等への掲示」により周知をしていた。また、「労働者へ口頭により説明」は35%と前年と比較して上昇しており、一方「対象労働者個人への書面の交付」は19%と減少した。また、複数の方法を用いて周知している事業者もいた。

◆労働報酬下限額の適用について、71%の労働者が「知っている」と回答し、そのうち、37%の労働者が「作業所等への掲示」、30%が「口頭による説明」で知ったとの回答であった。

◆効果的な周知方法についての意見は、作業場等への掲示や口頭説明のほか、採用や面接時における説明や、市ホームページへの掲載等があった。

◆公契約条例に対する労働者からの事業者への相談や質問については、前年同様、平成29年度もなかった。

◆労働報酬下限額が適用される案件の賃金について、「概ね増加している」と回答した事業者は、時間単価が50%、月額単価が44%であったが、労働者では「いつもと変わらない」との回答が55%であった。

◆労働意欲の向上への効果について、61%の事業者は「効果がある」「今後効果がある」と回答し、43%の労働者が「意欲の向上につながると思う」との回答であった。

◆仕事の質の向上への効果について、33%の事業者が「効果があった」「今後効果がある」と回答し、39%の労働者が「質の向上につながると思う」との回答であった。

◆地域経済の活性化について、39%の事業者が「効果がある」「今後効果がある」と考える」との回答であったが、「効果がない」とする事業者も50%いた。

◆台帳の提出等について、78%の事業者が「見直しの必要はない」との回答であった。

◆労働報酬下限額の設定金額等について、56%の事業者が「課題はない」との回答であった。

◆労働者の50%が、公契約条例が必要だと思うと回答した。

◆公契約条例について、すべての契約を対象とした場合、事業者の61%が「影響はない」、33%が「影響がある」という回答であった。